

日本支那の貿易  
日本の海外貿易は年々盛大に赴くも併して今後將來進むあるも退くあきは理よ於て明白あれ其就中其額の近年著しく増加したるは支那の商實即ち是あり試に明治十年より昨十九年に至るまで既往十箇年の成述より

時事新報

右の統計に據るに既往十箇年の其間年々の昇降あつたことを非すと雖も全體に比例それば日支兩國の貿易は撓るを如く進歩し來りたる者に於て明治十九年を明治十年に較べたりと云ふを得べし且つ此進歩は獨り昨年一昨年を覗いたるより非ずとみて近年支那商賣的一般に景氣好況は世人の許す所なり本年の貿易は如何なるべきや未だ未だ來たりと云ふを得べし且つ此進歩は獨り昨年一昨年に較べて増すとあるも減ずるあきは必ず事實に外ならざると信ずるなり

支那は廣大の國あれ其海島少なくして水產漁業の貨物欠乏あるが故に今後内地の通商倍々開くるよ従て日本の輸出品は次第に增加し該帝國四億の人口が海產物の需要見るに至るまでは尙ほ幾年と費すととか殆んど際限を見るとあらんなれば日本國が其得意を失はずして國產と實込ひの利益は實に莫大なる可し即ち支那貿易の等閑にす可らざる所以あれ共爰に其路に横はるの困難は内地通商の不便に在るものゝ如し總て商賣取引の用には前以て税事と立つると大切の次第にして例へば今某の物品を外國お輸出するにも元價運賃より海關税を仕拂ひ何程の利益を見て何程の相場と賣込むと云ふ凡そ其邊の見通し就かずしては實地商賣に取組まれ得る者にあらず然るに支那の貿易たるや海關税ハ他の國々に等しく通商條約因て其割合を定めたる者ありと雖も獨り不定なるは内地の通行稅即ち支那にて釐金稅と稱する一種變則の課稅に於て地方政府の釐金課税し其割合不同なるのあり且つ一省と出でて一省に入るの都度この稅を課せられて甚しきは同省の内徵稅所の關門にて度々これを拂ふの不都合なるを嫌と候たず雖も間接に其稅を負擔する者は消費者あるが故に關稅釐金稅とも其割合の重きは尙忍可し物品の不廉ならざるを得ざるは賣私めに不都合なると嫌と候たず雖も間接に其稅を負擔する者は消費者あるが故に關稅釐金稅とも其割合の重きは尙忍可し唯忍久可とするハ其釐金稅の稅率と其課せらる可き度數と兩種共に變動不定にして豫め目算を立てるに由あらの一事を以て此弊害は支那貿易に從事する西洋商人の皆に著しむ所にして先年要南より英國宣教團マカレー、香港、大英、美國より換合に及びて其價金の談判より遂に釐金稅改正の事と爲り半口稅と云へる稅則を定められ當該釐金稅を買込むべき物品に對しては最初輸入あるる海關に開港の關稅を納むるの外に尙ほ其高の半價を支拂

國人の支那に於けるものと異なる所もあれども通商の  
自由は日支雙方の利益なれば早晚（そちばく）に日本人も彼の釐  
金稅の束縛を免かれて内地通商の自由便利と得べきは  
復た疑を容れざる所あり

次に我輩が支那貿易に從事せんとする日本商人に望む  
所は生と死て彼國商賣の事情を探り其實地を明らめ  
て從來の如く漫然方向と説まるとなからしめんとする  
に在り支那の外國貿易は一種變則ある也に反て文明  
流の規則商理を推して輸贏を決せんとするも却て彼の  
變則中々包羅せられて進退自由ならざるの事情なきに  
非ず日本本邦貿易の高は僅々十年内外にして前記の通  
り殆んど二倍に達したるにも拘らず直接受手と商ひ  
たる日本商人に失敗多きは何ぞや彼の國の實況を知ら  
ず彼國人の商風を知らず些少の資本を恃みにして強ひ  
て文明流の信用を利せんとしくて實地に苦しむるより  
外ある當然に支那の地なるや日本を距ることぞ  
至近にして對岸の往來三五日程、我商人が彼國より渡來  
来て躬から其實地と探ぐるにも或ひ又人を派して商業  
を習はしむるにも其費用とて至て廉價ある可ければ有  
志の人々は銘々此用意ありて然る可きことならんに今  
日ふ至るまで其風聞さへ塞々たるは之と日本商家の怠  
慢と云ふて可あり或人の説に今日の有様にて日本人が  
遙々海を越えて支那まで出懸往くも其効能甚ざ覺束ある  
し函館なり横濱あり日本國の開港場に居あがら日本の  
物品と買出して之と本國に輸送するものは十中の九皆  
支那人なり日本人は門前の商敵を防ぐに是れ違あらず  
るに何の餘裕あれば外國に踏出す可けんや無用の沙汰  
なり云々と言ふ者あれども我輩は此説と聞いて日本商人  
の支那行と留るの意なし蓋し函館横濱の諸港に於て支  
那人が日本の物品を買出すは相違なれ事實なれ共賣れ  
たる物品は日本國の產物に於て入るべき代價は日本商  
人の手に落るも非ずや其間に支那人が相際の利を  
取るは商賣上共益の法よりて咎む可き非ず支那人も  
買出す可し日本人も亦輸出を可し出入貿賈勝手次第よ  
して唯日支貿易の盛大を謀る可きのみ而して其貿易の  
盛大を求るには其國情を詳ふするふと最第一の要用あり  
りとす即ち我輩が我有志の商家に向て頻りに支那行を  
促す所以あり

船形洋西					
信號符字	免狀番號	船名	種類	定繫場	港
H G K R	一〇二四 1024	大海丸 O-umi Maru.	帆	相模國真鶴	鎌
H G K S	一〇二五 1025	湊川丸 Minatogawa Maru.	汽	大	阪
H G K T	一〇二六 1026	第一號妙法丸 Myoho Maru. No 1.	帆	同	米
H G K V	一〇二七 1027	仁保島丸 Nihoshima Maru.	汽	安藝國仁保島	海
H G K W	一〇二八 1028	夕顔 Yugawo	汽	肥前國長崎	岩
H G L B	一〇二九 1029	豊積丸 Hoseki Maru.	帆	遠江國濱名	竹

船 形 洋 西						
信號符字	免 狀 番 號	船 名	種類	定 繫 塚	船主氏名	
H G K R	一〇二四 1024	大海丸 O-umi Maru.	帆	相摸國真鶴	鈴木儀三郎	
H G K S	一〇二五 1025	湊川丸 Minatogawa Maru.	汽	大 阪	大阪商船會社	
H G K T	一〇二六 1026	第一號妙法丸 Myoho Maru. No 1.	帆	同	米井辰次	
H G K V	一〇二七 1027	仁保島丸 Nihoshima Maru.	汽	安藝國仁保島	海運會社	
H G K W	一〇二八 1028	夕顏 Yugawo	汽	肥前國長崎	岩崎久彌	
H G L B	一〇二九 1029	豊積丸 Hoseki Maru.	帆	遠江國濱名	船主總代 竹田勘七郎	

明治廿年九月廿九日　海軍大臣伯爵西郷從道  
○誠旨告示第百六十九號  
本年八月中西洋形船へ左ノ通信號符字ヲ點附大  
明治廿年九月十九日　遞信大臣子爵榎本武揚

四箇所又馬關海關第一着と山砲臺は最中間其土木工事鐵道線路駕田寅吉氏が兩三日前よりも許多の趣きあるが、兩三日前よりも許多少の趣きある。馬關門司馬關の有ありて先に願に及びな遂ぐべし地の調査による十五日大體の見込岡縣知事原集會をて扶先程政府との集會も多にては兩港便利多き所にも一派に取扱るる合體せしめしむる筈を移住する者にて云はるには隨分うる時より其智スクラーの如く僅々りし例もなき數僅々に屈商工、農業れば労力社一樣にして家を來つて家を行はるるが故に斯く有様まで弗れ金を博はれ他おもけれども先此心あるは萬國を通じ地殖民地と民は何所に